

規制の事前評価書

法律又は政令の名称： 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案
規制の名称： 特定受託事業者に係る取引の適正化のための措置の導入
規制の区分： 新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部局： 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課
評価実施時期： 令和5年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

我が国において働き方の多様化が進展しており、雇用によらない働き方として組織に所属せずに働くことを自ら選択した者、いわゆる「フリーランス」として働く者がみられる。内閣官房及び関係省庁で令和2年に実施した実態調査によると、取引先とのトラブルを経験したことがあるフリーランスが約4割おり、そのうち、そもそも取引条件に係る書面・電子メールが交付されていない者や、交付されていても取引条件が十分に明記されていなかった者が約6割となっており、組織体として事業を行う発注事業者に対して、いわゆる「フリーランス」は取引上劣位にある傾向がみられる。

さらに、新型コロナウイルス感染症が拡大した時期には、いわゆる「フリーランス」として働く者に大きな影響が生じており、発注のキャンセル等が発生する中、発注書面が交付されていないため、仕事がキャンセルになったことを証明できない、といった課題も指摘され、脆弱な立場にあることがより一層顕著になった。

この状況で規制の新設を行わない場合、(1)雇用によらない働き方として組織に所属せず他の事業者から業務委託を受ける事業者が、業務委託の相手方である事業者から不当に不利益を受けることに有効に対処できないこととなる、(2)このように不当に不利益を受けることを放置することで、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができず、ひいては雇用によらない働き方として組織に所属せずに働くことを選択することが妨げられ、働き方の多様化の進展を妨げることとなる。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

[課題及びその発生原因]

本法律案の検討に先立ち、内閣官房及び関係省庁がフリーランスを対象として実施した調査によれば、報酬の支払遅延や一方的な仕事内容の変更といったトラブルを経験する者が顕著であるとともに、特定の発注者(依頼者)への依存度が高い傾向にあることが確認される。

これらの主な原因としては、(1)組織体として事業を行う発注事業者に対して、一人の個人として事業を行う受注事業者は交渉力やその前提となる情報収集力において典型的に劣位に立たされていること、また、(2)このような受注事業者との取引において、発注事業者が発注・契約手続において取引条件を逐一書面化することを煩雑なものとして捉え、口約束により仕事を依頼する習慣等があるところ、取引条件が不明確なまま取引がなされること、の2点が挙げられる。

[規制以外の政策手段の内容]

本法律案による規制の新設によらない場合、発注事業者又は業界団体による自主規制の強化を促す方策が考えられる。

しかし、あくまで自主的なものである以上、自主規制を作るインセンティブがない限り自主規制の策定・強化を規定することは困難であるとともに、そもそも自主規制を遵守する意識のない発注事業者に対しては、何らの効果も期待できず、一人の個人として事業を行う受注事業者に対する取引上の不利益行為(不当な報酬の減額等)が是正されないことが懸念される。

このため、課題の解決には、実効性を持った規律として法制度による以下の規制が必要である。

[規制の内容]

本法律案では、業務委託の相手方である事業者であつて従業員を使用しない者を「特定受託事業者」、特定受託事業者に業務委託をする事業者であつて従業員を使用する者を「特定業務委託事業者」等と定義した上で、取引の適正化に関する規制として、以下のものを定める。

- (1) 特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等
- (2) 報酬の支払期日の設定等
- (3) 特定業務委託事業者の遵守事項

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な

理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用】

(1) 特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等

明示義務を実際に履行する際の事務的な費用が想定されるが、その費用については、既に行われている手続・体制の整備の程度等にもよるものであり、定量的な推計は困難である。ただし、本規制は業務委託に係る取引条件を書面又は電磁的方法によって明示することを求めるものであって、企業間取引においては通常実施されているものであることに加え、書面か電磁的方法によるかを原則として発注事業者の選択に委ねるとともに、電磁的方法による明示については、電子メール等の一般的に普及している電磁的方法を利用したのも広く認める予定であることから、発注事業者にとって過大な負担にはならないものとする。

(2) 報酬の支払期日の設定等

報酬支払義務を実際に履行する際の事務的な費用が想定されるが、その費用については、既に行われている手続・体制の整備の程度等によるものであり、定量的な推計は困難である。ただし、本規制で求められるのは60日以内の設定した支払期日までの報酬の支払義務であるところ、内閣官房が令和3年に実施したアンケート調査によれば、「業務終了から報酬の支払を受けるまでの期間」として、2か月以内の支払を受けることができているフリーランスが92.2%存在しており、特定受託事業者に係る業務委託取引においては、60日以内の支払が取引慣行となっていると認められることから、過大な負担にはならないものとする。

(3) 特定業務委託事業者の遵守事項

受領拒否や報酬減額等の禁止を遵守する際の事務的な費用が想定されるが、その費用については、既に行われている手続・体制の整備の程度等によるものであり、定量的な推計は困難である。ただし、本規制で定められた遵守事項は、いずれも、特定受託事業者に対する債務不履行又は不法行為等の民事上の責任を構成し得るものであって、発注事業者としても、法令遵守の観点から遵守事項に違反しないことが当然に求められる性質のものであるから、通常発注事業者にとって過大な負担にはならないものとする。

【行政費用】

(1) 特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等

(2) 報酬の支払期日の設定等

(3) 特定業務委託事業者の遵守事項

(1)～(3)について、規制を執行するための人員の確保等の費用が想定される。

なお、特定受託事業者と特定業務委託事業者間の取引の適正化への体制整備として、令和5年度予算案において、取引部及び地方事務所等に14名の増員を盛り込んでおり、本法律案の施行準備のための体制を構築することとしている。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(規制の緩和ではないため該当せず。)

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定量的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

本規制の導入により、現状特定受託事業者と特定業務委託事業者との間で行われている、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することを阻害するような状況が是正されることが予想される。

内閣官房及び関係省庁において令和3年に実施した実態調査によれば、こうした状況には様々な類型が存在することから、当然、それによる特定受託事業者への経済的な損失も個別の事案ごとに異なるため定量的に便益を示すことは困難であるが、例えば、当該実態調査によれば、依頼者の都合で取引の発注数量が減った又は発注がなくなった（39.1%）、著しく低い報酬を不当に定められた（33.2%）、報酬の支払が遅れた（29.0%）等の問題が確認されており、個人で業務を行うという特徴を有する特定受託事業者に与える影響は大きいものと思われるため、これらの問題を抑止する効果が期待される。

(注) 上記括弧書きの割合は「直近3年間の取引において、依頼者から、次のようなあなたが納得できない行為を受けたことはありますか。」(複数回答) という設問に対する回答の割合。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

特定受託事業者と特定業務委託事業者との間で行われている取引には様々な類型が存在する

ことから、当然、それによる特定受託事業者への経済的な損失も個別の事案ごとに異なるため、定量的に便益を示すことは困難であると考えられる。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制の緩和ではないため該当せず。）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

当該規制は、特定受託事業者に業務委託を行う特定業務委託事業者に対して、発注内容の明示や報酬の支払期日の設定、取引の相手方に不当に不利益を与える行為である受領拒否や報酬減額の禁止等の遵守を求めるものだが、これらの事項は現在でも取引上の地位の格差がない企業間取引では当然に行われており、また遵守されるべき内容であって、競争に負の影響は生じないものと想定される。

5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負

担先を中心に分析する費用分析

- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

③及び⑤で述べたとおり、本規制において生じる費用負担は推計困難であるが、生じたとしても小さなものであるのに対して、その便益は多くの特定受託事業者に及び、効果も大きいと考えられることから、費用は正当化されるものと考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

本法律案による規制の新設によらない場合、発注事業者又は業界団体による自主規制の強化を促す方策が考えられるが、そもそも自主規制を遵守する意識のない発注事業者に対しては、何らの効果も期待できず、特定受託事業者に対する取引上の不利益行為（不当な報酬の減額等）が是正されないことが懸念される。

したがって、本法律案による規制の新設を行う必要がある。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

内閣官房及び関係省庁においては、令和2年以降、いわゆる「フリーランス」の実態を把握するために実態調査を行うとともに、フリーランスに係る団体などの当事者からヒアリングを行っている。その上で、令和4年4月12日の「新しい資本主義実現会議」の場で議論するなど、検討を進めてきたところである。

その上で、令和4年6月7日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」において、「フリーランスは、下請代金支払遅延等防止法といった旧来の中小企業法制では対象とならない方が多く、相談体制の充実を図るとともに、取引適正化のための法制度について検討し、早期に国会に提出する」と記載されている。これを踏まえて法制化の検討を行い、法

律案の概要について意見公募手続を行っている。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本法律案附則第 2 項において、法施行後 3 年経過時に見直す旨が規定されているため、施行から 3 年後に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

規制導入後の特定受託事業者に対する取引上の不利益行為の発生状況等を勘案することとする。